



Title	書評 : 宮崎市定『中国政治論集』 1990
Author(s)	勝藤, 猛
Citation	大阪外国語大学論集. 1993, 8, p. 255-261
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/79597
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

書評：宮崎市定著『中国政治論集』1990

勝 藤 猛

Review: I.Miyazaki, *Chinese Essays on Politics*, 1990.

Takeshi KATSUFUJI

本書はもと、吉川幸次郎・小川環樹の監修による「中国文明選」の一冊として、1971年に朝日新聞社から発行された。このシリーズは、論語から唐宋八家文に至る「中国古典選」に続くものである。著者宮崎によれば「由来、日本人のいわゆる漢文の読書は、大たい唐宋八家文のあたりで止まっていて、それ以後のものになると反って疎遠になる傾向があるから、それを是正したいというのが、監修者の吉川博士の主張であり、私もそれには大いに賛成である」[7-8]。1990年に中公文庫版が出た。本稿のページ数〔 〕はこれによる。

日本人の漢文理解は、時代としては唐あたりまで、分野でいうと文学であった。これらふたつのシリーズの内容もやはり文学が多くを占める。しかし中国において文章の書き手の意識に、文学・政治・歴史などと分かれてはいないであろう。吉川幸次郎「士人の心理と生活」（全集2）には、「政界の巨人ではあるが、文学の専門家でなかった李鴻章」が書いた曾国藩の伝記の冒頭の「堂々とした言語」を、音声の点から解説する。「聖清受命二百載、有相曰曾公、・・・」

また吉川は「中国文章論」（全集2）において、その装飾性として、1-四六文、2-対句、3-平仄の配置、4-古典からの引用、を挙げている。

本書は今まで日本人には比較的なじみの少なかった、宋代以後の政治論の文章を解説したもので、この種の本が書ける人が少ないだけに、その価値は高いと言わねばならない。その構成は、林彪から王安石まで、時代を逆に、16人、ふたり1組（一〜八、A、B）にしてある。七・八の4篇は1991年度、四・五・六は92年度、大阪外大の一般教育、東洋史の授業の教科書として使用した。この部分、つまり本書後半を主として、以下に紹介する。

筆者は吉川が挙げた中国語の書き言葉の装飾性4要素を念頭に置くつもりであるが、3-平仄の配置については、十分な知識がないことを告白し、且つ、日本人が政治論の漢文を読むのにそこまでやらなくてもよからう、と言い訳けをしておく。

五A 雍正帝「御製朋党論」

これは著者の解説によれば「天子に対する官僚の最小限の義務として、朋党を造ってはならないことを戒めたもの」[300-01]である。帝の言いたいことは簡単明瞭で、言われなくてもわかっているはずのことである。従って帝は自分の主張を強化するために“くりかえし”をする。即ち、著者の訓読文を引用すれば：

1 朕は藩邸に在りし時、敬慎独立し、深く朋党を以て戒めと為し、従つて恩を示さず、亦た怨みを結ぶことなかりき。設若も朕、当年朋党の内に在りせば、今日何の顔か、諸臣に対して此の諭旨を降さんや。皇考は、朕が従つて偏党無く、必ず能く爾ら諸臣の名節を保全せんことを深く知り、故に朕に命じて大統を繼承せしめられたり[304]。

1' 朕の藩邸に在りし時、坦易光明にして、私恩小惠を樹てず、満漢の臣工と素と交与する無かりき。…聖祖、朕が居心行事の公正無私なるを鑑し、故に大統を繼承せしめらる[327]。（皇考＝聖祖＝康熙帝）

「藩邸」の説明を後者の文の後でしているが、前者でするのがわかりやすい。

2 夫れ朋友も亦た五倫の一なり。往来し交際するは、原より廃せざる所、但だ投分相い好きは、止だ平日に施すべし。朝廷の公事に至りては、則ち宜しく公を乗り正を持し、稍も党援の私に渉るべからず[306]。

2' 夫れ朋友も亦た五倫の一なり。朋党は有る可からざるも、朋友の道は無かる可からず。然れども惟だ草茅に伏処するの時は、恒に其の講習して以て相い依助するに資す。今既に朝に登り官に蒞みては、則ち君臣は公義たり。而して朋友は私情と為す[324]。

帝の文章を見るに、上述の装飾性のうち、四六文はある。これは漢文に最小限必要な装飾であろう。対句はほとんどない。対句は装飾性がより高いから、これを多く使うと内容が空疎な印象を与えるのかもしれない。古典からの引用はあり、易経・書経・論語・孟子・朱子などである。書経、益稷から「ついでうたい、あげはいす」の句を、2箇所引用している[318,329]。また「古えの純臣の君に事うるや、必ず吾が君を堯舜に致さんことを期す」[319]は、杜甫の五言古詩「奉贈韋左丞丈二十二韻」の「致君堯舜上、再使風俗淳」という有名な句から来ているであろう。

また帝は独裁君主の孤独を嘆く。即ち帝が或る人を任用すると、みながその人にケチをつける。また或る人を免職すると、それに同情する。「朝廷の賞罰は効果なく、朋党の批判が人心を支配することになる。…これも毛沢東の自由主義の第二種、会議中には沈黙して、閉会後に難癖をつけ、無責任な批判を行う、云々[52]と符節を合するごとくである」[317-18]。

著者の読みについて、2箇所疑問を呈する。

その一：「即し爾等彼此も亦、^も当に互いに…求むべし」[306] 「^も当に…べし」はいいとして、「即し」を受けるものがない。ここは「務めて君臣」以下が3つの命令文から成ると考えてはどうか。

1 務期 君臣 一徳 一心 同好惡 公是非

2 斷不可 存 門戸之見

即 (つまり、いいかえれば)

3 爾等彼此 亦当 互相砥礪 時相訓誡 行事共求当理

下線部、1は「せよ」、2は「するな」、3はまた「せよ」という命令語である。文は二、四、六字の句から成る。3の「彼此」は「爾等」の音節をふやすため、「亦」も「当」を2音節にするものである。

その二：「衆論の尽く至正に帰し」[312]「衆論尽帰於至正」は1句として長すぎる。ここはふたつの条件文(条件節／帰結節)であろう。

1 必一衆論尽 / 帰於至正

2 人君従之 / 方一合於大公

「必」は条件節を、「方」は帰結節を、それぞれ導く語であろう。意味は：

1 衆論が尽くされたら / 至正になる

2 人君がこれに従えば / 大公に合う (至正=大公)

五B 李衛「探聴日本動静摺」

内容について著者のコメントを引用しておく。「雍正帝と李衛の日本観は、結果としては大過なかったが、但しその日本認識はこれでいいだろうか、という疑問が生ずる。読者も恐らく、両者が当時の日本の実情を殆ど知らず、奇妙な点に力をいれすぎた感じを抱かれるであろう」[360]。「結果として大過なかった」とは、この時の清朝治下の中国は中国史上の全盛時代であり、日本も西洋も何ら脅威でなかったことをいうか。時代が下って、三B梁啓超「中国之武士道自叙」(1904年)になると、深刻になる。

六A 曹時聘「蘇州民變疏」

冒頭部に対句がひんばんに用いられている。

〔 生齒最煩	〔 家杼軸	〔 機戸出資	〔 分別九則	〔 止權行商
〔 恒産絶少	〔 戸纂組	〔 機工出力	〔 設立五関	〔 不徴坐賈

「一張の張は^{はた}機を数える単位、それで前に出たように、機のことを機張という」[368]。「前に出た」とは、李衛の文で「銅觔」の説明に「觔は斤と同じく、銅を計るに斤を単位としたので、意味なく添えた字」とある[342-3]。一般に物の名の後にそれを数える単位の語をつけると、その物全体を指す。他には「砲位」[290]、人口、馬匹、車輛など。

内容について著者の解説から引用する。「明の万曆帝は、宦官を地方に派遣して新しい税金を徴収しはじめた。これに乗じて町のごろつきが宦官の手先になり、宦官の威光を笠にきて、税金の付加税を取りたてて、私腹を肥やそうとする。これに対する地方民の反抗は、場所・事情によっ

て色々であったが、真正面から反対の火の手をあげたのが、当時中国経済の最先進地域たる蘇州の市民であった。…宦官は大いに怒り、口を極めて市民の暴挙を非難した報告を天子に送ったが、巡撫の曹時聘は市民運動を弁護した。それがここに採録した文章である」[363-4]。反徒は武器を持たず、放火はしたが無用の延焼を防ぎ、地方官が来ると地に伏して罪を請い、首謀者のひとり身は挺して府に至って自首した、と彼らの美談を述べている。この事件の歴史的意義について、著者は序説の中でいう「この場合には官僚〔巡撫＝曹時聘〕が人民側に左袒して、宦官〔孫隆〕の不法を報告している。このように地方の実情が明らかに伝達される場合は、もし暴動が起こっても大事に至らずにすむ」[15]。いいかえれば、朝廷が筋を通して、宦官を抑え、官僚（科挙合格者）を立てたことが、よい結果を生んだといえよう。

この反乱は岩見宏・谷口規矩雄『伝統中国の完成』（講談社新書東洋史）107-8頁が言及している。

六B 馬懋才「備陳陝西大飢疏」

これは蘇州と正反対の後進地域、陝西・甘粛の旱魃・飢饉の惨状を描いたものである。曰く「臣が郷の延安府は、去歳より一年雨無し。草木、枯焦す」[378]。歴史学での問題は、この地方がそれ以後どうなったかである。

アメリカのジャーナリスト、エドガー・スノウは1936年にこの地域の共産党解放区に入った。29年ごろ、3年続けて水不足で多数の死者が出たとは言いが、この年はそのような天災はなかったようで、灌漑設備についても具体的な記事はない。

七A 胡祗遹「論体覆之弊」

著者の行き届いた語釈によれば、「体」は「体訪、体察」と熟して「くらべる」の意、「覆」は「応答、返事」であると。

体覆の文書の移動は「司・県が州・府に申解する」に始まり、「省はまた部に下す」まで、「凡そ十六たび往返して、始めて結絶するを得る」[390-93]。「16」という数字に著者は疑問をもつが、上述の司県→州府…省→部までが14回、それに部→州府→司県の2度で元に戻り、合計16になる、という勘定ではどうか。

著者の言う「皮肉な観察」[14]とは、例えば「政府が必要な物資を買上げる時、実物は中央の六部に送られ、送納の手続きが完了し、さらにそれが支出消費されて、何も残っていない。しかるに体覆の文書は中途まで行かずに引っ掛かっている」（著者の訳文）[398]。これは「政を為す者、仁賢〔の人〕を信ぜずして、虚文を信ずるものだと。

作者は「政を為すの要」について卓見を述べる。「政を為すの要は、信賞に在り、必罰に在り。責任の専なるに在り、人を択ぶの精なるに在り。又た能く誠実もて下を遇する」にある。「然らずんば、即ち法、愈いよ密にして、姦、愈いよ巧みならん」[398]。

七B 葉適「監司之害」

著者の解説からまとめて引用する。「宋代は、全国を20ほどの路に分け、州・県の上に臨ませた。これは行政区分でない。州を監督するために中央から監督官が派遣される便宜のための区分である。それを専門に分けて、財政には転運使、司法には提点刑獄、軍事には経略安撫使と呼ぶ。この外に地方財政監督のための提举常平倉事が追加された。これらを総称して監司というのである」[402-3]。「南宋時代は財政国家の最も甚だしい例で、政治も外交もすべて金銭で解決をつけようとした。殆どすべての官吏は財務官となった。そして中央政府に対し租税定額を送り出せば、それで任務がすんだ」[411]。

410頁を検討する。監司の職務として「法を以て下を治め、義を以て事を挙げる」とは監司本来の仕事である監督のことであろう。「今」というのは現在のことは勿論、ここではその欠点をいう。また「不、無、莫」という打ち消しは、常に「そうであるべきなのにそうでない」ことを意味する。

1 転運司

a 今、州県の財賦を剝削し、其の余羨を候伺し、其の逋欠を衰雑して、一司歳計の常と為す。

b ——— 下の※印の文がくるべきか？

2 提举司

a 茶塩を督責し、法を用うることを苛惨なり。

b 常平・義倉・水利・民田に至りては、則ち置いて顧みず。

3 提刑司

a 経・総制銭を催趣し、僧・道の免丁の由子を印給するを以て職と為す。

b 刑獄の冤濫、詞訴の繁滞は、則ち之を省みることを莫^あき或り。

aは余分の職務たる財政の部門での仕事である。bはそれぞれの官庁の本来の監督職務なのに、それをやらないのはいけないことをいう。

413-4頁「不以法、不以義」つまり監督をしないなら、「委付する所の事功なる者は固より宜しく其の実を得べし。」

1 転運司 今や徒らに…のみにて、※ 転輸運致の[○]実[○]は則ち之れ無し。

2 提举司 …而已(のみ)

3 提刑司 徒らに…のみ。

「いたずらに…するのみ」とは、余計な仕事をやっていることであろう。

八A 司馬光「進五規状」

日本において司馬光の評価は、極めて高かった。例えば1881(明治14)年に元田永孚が撰した『幼学綱要』(岩波文庫、1938年による)は、日本と中国の偉人の逸話を分類して叙述したもので、1945年までの日本人の道徳的常識の形成に力あったものである。その中に司馬光は2箇所、

「誠実」と「敏智」の項目に見える（後者は子供を救うために甕を割った話）。一方、王安石の名はどこにもない。

これは時政を論じた5項目を仁宗に奉った文章である。即ち、保業・惜時・遠謀・重微・務実である。出典は易・書・詩である。

「曲突をみて薪を徙す」[458]は説苑の権謀からか。小川環樹・西田太一郎『漢文入門』（岩波全書）58－61頁

司馬光・王安石兩人は、中央政府高官である点、上記六・七の作者4人が現場の仕事の処理に奔走する人（とくに六は緊急）であるのと、相違する。儒家的読書人の作文自慢とも見える。

八B 王安石「上皇帝万言書」

これは大きく4つの項目から成り、それぞれ2度くりかえされている。即ち：

教之	490, 502
養之	491, 514
取之	495, 527
任之	498, 537－42.

出典：易・書・詩・周礼（「王安石の好きな」[497]）・孟子。

「方今の急は人才に在るのみ」[485]というように、この大論文は官僚養成法、いいかえれば結局は教育論である。教育は古今東西はてしなく論ぜられていて、完全な答えはかつて出たためしがない。不完全な論を完全らしく見せるゴマカシが、作文に秘められるのである。この万言書では次の一節である。

「若し夫れ無能の人は固より辭避して去るを知る。職に居り事に任ずるの日久しければ、任に勝えざるの罪は、幸を以て免るべからざるの故なり」[499]。無能の人がみずから身を引く、と考えるのは甘い。ここが王安石の気楽さである。

著者の解説に疑問を呈する：

「“現在の偉い人たちは、朝廷のためになるようなことを、何一つしない。”当時、朝廷の言論はよほど自由であったと見える。いかに王安石でも、よくもこんなに先輩たちを無視したような言葉を臆面もなく言えたものだと思う。もし現在の日本で、省の課長あたりが総理大臣の前でこれと似たような事を言ったら、その結果はどうであろうか」[547－8]。

当時の状況を「現在の日本」（第二次大戦後）と比べてはいけない。戦前戦中の日本、または王制時代のイランあたりを考えるべきであろう。そこでは君と臣の厳しい区別がある。総理大臣といえども、官僚と同じく、臣である。臣が臣を攻撃するのはかまわない、——臣が君を批判するのは不可。王安石は冒頭で「臣、竊かに観るに、陛下は恭儉の徳あり、聡明叡智の才あり。夙く興き、夜わに寝ね、一日の懈りなし」といい[477]、後でも、「方今、陛下は躬ずから儉約を行いて、以て天下を率いんとす」という。後者の言につき著者は「実は仁宗は晩年になると政治

に飽き、宮中でも奢侈が盛んであった。王安石の言葉は単なるエチケットに過ぎない」と説明する[521]。そのとおりである。

前半部から2篇を取る。三B 梁啓超「中国之武士道自叙」

ここで著者の興味ある解説から引用する。作者が挙げた人物は「何れも中国の古代市民社会で活躍した人達である。時代の遠隔なるに拘らず、彼等は非常に複雑な人間関係の中に生きていた。…梁啓超は18種類の人間関係を数えあげている。これは古代市民社会が比較的自由的な人民の集まりであり、多様多彩な人間像がそのまま人々の記憶に残って、最後に史家の手によって記録されるに至ったためである。ところが漢代以後になると、人間関係は上と下の関係に整理されてしまい、人間はこの枠に閉じこめられて、外へ飛び出すことがむづかしくなった。そこで梁啓超は、漢代の初め、史記の世界でその叙述を打ち切っている」[184-5]。

春秋戦国時代、国は多くあったが、人々は自由に往来していた。思想は諸子百家、相い反する思想が共存し得た。史記の時代といえば、武帝の治世、その頃から儒家が他の学派の上に君臨するようになって、思想の自由は制限された。日本人にとって中国史の面白い時期は、まさに梁啓超のいう時期なのである。彼の文章全体の要旨は、日清戦争に勝ち、日露戦争も優勢であった時の日本に負けまいとして、中国古代にも武士道が存在したことを主張するものである。他国に見習おうとするのは進歩の一要素である。

四B 曾國藩「金陵克復摺」

こまかい問題ふたつを指摘する。

その一：1日の時刻の表し方

〔同治3＝1864年6月〕十六日亥刻[214]、「夜ふけた亥の刻、即ち十時頃」[215]

十二支の各々を2時間ずつとして1日をくぎる。子初＝23:00、子正＝24:00、丑初＝1:00、丑正＝2:00…のようである。亥は21:00～23:00となる。

十五夜四更[218]、「十五日の夜四更、即ち夜半すぎ二時頃」[219]

夜だけを一更～五更に分ける方法で、三更が真夜中である。「数行過雁月三更」（上杉謙信）の句は有名。四更は夜中すぎである。

薮内 清『歴史はいつ始まったか』（中公新書）100頁参照。

その二：月城

従太平門月城攻入[222]。率隊、従通済門月城、縁梯而上城[227]。猛攻旱西・水西兩門月城[同]

月城の説明はない。それは甕城ともいい、城の門を補強するために、さらに半月形の城壁を作ったものをいう。愛宕 元『中国の城郭都市』（中公新書）98,140,169,199頁参照。

（1992. 9. 10 受理）